

1 | IEEPA関税 - 還付の動向

- 米国連邦最高裁判所は2026年2月、国際経済緊急権限法（IEEPA）を根拠とする相互関税や国別関税（中国、カナダ、メキシコなど）を同法違反とする判決を下した。
- 最高裁判決後、国際貿易裁判所（CIT）は3月に、米国税関（CBP）に対し、IEEPA関税の還付を命じた。CBPは4月に、還付システム（CAPE）を通じた還付申請の受付を開始した。

徴収が停止されたIEEPA関税

対象国地域	発動理由	税率（適用停止時点）
世界各国	貿易赤字削減	10～41%
カナダ、メキシコ、中国	違法薬物等の流入防止	10～35%
ブラジル	ブラジルの米国企業・国民に対する措置への対処等	40%
インド	ロシア産原油輸入に対する「2次関税」	0%（注）

（注）インドに対する関税率は2025年8月～2026年2月に25%。2026年2月に撤廃。

IEEPA関税還付を巡る動向

年月日(2026年)	内容
2月20日	最高裁判決
3月4日	CITがCBPに対し、全ての <u>未清算および清算が最終清算でない輸入申告</u> について、 <u>再清算を命令</u>
3月6日	CBPがCITに対し、関税還付を行うための「統合通関管理・処理システム（CAPE）」を開発・導入する計画を報告
3月27日	CITはCBPに対し、 <u>精算が最終清算済みの輸入申告</u> について、 <u>再清算を命令</u>
4月20日	CBPが <u>CAPEシステムの運用開始</u> 。「フェーズ1」の還付申請の受付を開始
5月12日	還付金の支払開始
6月2日	トランプ政権がCITの還付命令の差し止めを求め控訴
6月29日	「フェーズ2」の還付申請の受付を開始
7月13日	CBPはCITに対し、IEEPA関税の徴収額の約70%分に還付の目途がついたと報告（7月10日時点）

2 | IEEPA関税 - 還付の対象範囲

- CBPは4月20日から、未清算および清算後80日以内の輸入申告の還付申請受付を開始（フェーズ1）。6月29日からフェーズ1対象外となっていた一部の輸入申告の還付申請受付を開始（フェーズ2）。
- CBPは、**フェーズ3で最終清算された輸入申告なども処理**できるように機能拡張する予定と説明。IEEPAに基づいて徴収された**関税総額の90%以上が、フェーズ1～3でカバー**される見込み。



【フェーズ1対象外の輸入申告】

- ・ **調整（reconciliation）対象としてフラグが立てられた輸入申告。 → 「フェーズ2」対象**
- ・ ドローバック（drawback）対象の輸入申告。
- ・ 未解決の異議申し立て（protest）対象の輸入申告。
- ・ ACEに提出されていない輸入申告、およびACEに清算ステータスがない輸入申告。
- ・ アンチダンピング関税（AD）、補助金相殺関税（CVD）対象の輸入申告（商務省が清算指示を発行し、19 U.S.C. § 1504(d) に従って清算が保留されている。）

関税還付に必要なアカウント開設ステップ

ステップ	手順書（英語）
電子申告システム（ACE）ポータルアカウントの登録	CBP手順書（2025年10月）
ACEポータルアカウントで輸入者サブアカウントの登録	CBPウェブサイト
ACEポータルアカウントで関税還付用の米国銀行口座を追加	CBP手順書（2025年12月）
ACEポータル内のCAPEタブで関税の還付を申請	CBP手順書（2026年4月）

3 | IEEPA関税 - 還付の仕組み

- 還付は電子申請システム（ACE）を通じて4段階で実施。2026年7月時点でIEEPA関税徴収額1,660億ドルのうち、**1,218億ドル（約7割）で還付が承認済み**。
- ただし、還付の受け取りに当たっては、**あらかじめ自動決済機関（ACH）への関税還付用の米国銀行の口座登録が必要**となる。

「統合通関管理・処理システム（CAPE）」の機能

1

請求ポータル
Claim Portal



運用開始後、輸入業者および通関業者の電子申請システム（ACE）ポータルに新しいタブが表示され、申告者は、**IEEPA還付を請求する輸入申告（entry summary）の一覧を含むCSVファイルをアップロード**できるようになる。提出後、ACEは、①ファイル検証（file validations）、②輸入申告検証（entry validations）の2つの検証を行う。

2

一括処理
Mass Processing

検証が完了した輸入申告から、該当するIEEPA関税のHTSコード99章を自動的に削除する。IEEPA関税のHTSコード削除後、通常の輸入申告の処理と同様に、申告されたその他のHTSコードに基づき、IEEPA関税を適用しない場合の関税額を再計算する。**一括処理完了をもって、CAPE申告が受理**される。

3

審査および清算・再清算
Review and
Liquidation/Reliquidation

CAPE申告受理日から指定日数後に当該輸入申告を自動的に清算／再清算対象に設定する。また、必要に応じて手作業で審査を実施する。また、自動的に利子を計算する。清算・再清算の処理は月～木曜に実施される。

4

還付
Refund



設定された清算／再清算日に達すると、ACEは当該輸入申告をCAPE専用還付プロセスに自動で振り分ける。CAPE還付処理では、清算／再清算日および輸入申告者（IOR）（またはIORがCBP Form 4811で指定した還付受領者）ごとに還付額をまとめて処理する。処理が完了すると、指定した銀行口座へ電子送金する。

- ① **ファイル検証**：必要な情報がすべて含まれているか、情報が適切な形式か、提出者が記載された輸入品目について記録上の輸入者（IOR）か、あるいはIORに代わって輸入申告を提出した認定通関業者（authorized broker）か、およびCSVファイル自体が破損していないかを確認する。
- ② **輸入申告検証**：ファイル検証通過後、ACEは各輸入申告の検証に進み、提出されたCSVファイルに記載された輸入申告番号がACE内に存在すること、当該輸入申告において少なくとも1つのIEEPA関税のHTSコード99章の番号が申告されていることを確認する。

✓ **還付は自動決済機関（ACH）を通じて電子上で実施。**

✓ 受取人は、還付専用の米国銀行の口座情報をCBPに登録しておく必要

✓ 受取人が還付用の銀行口座情報を登録していない場合は、ACEポータル経由で登録する必要